

○厚生労働省令第八十九号

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令の一部を改正する政令（令和七年政令第三百十二号）の施行に伴い、及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月十九日

厚生労働大臣 福岡 資麿

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
(指定薬物) 第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。) 第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。 一〇六十一 (略) (削る) 六十二〇九十七 (略) (削る) 九十八〇百九十一 (略) (削る) 百九十二〇三百三十 (略) (削る) 三百三十一〇三百四十九 (略) 三百五十 六a・七・八・九・十・十a―ヘキサヒドロ―六・六・九―トリメチル―六H―ジベンゾ「b・d」ピランの一位に水酸基又はアセトキシ基が一つ結合し、かつ、三位に直鎖状アルキル基(炭素数が三から八までのものに限る。) が結合する物であつて、一位及び三位以外の位置に置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類。ただし、麻薬及び向精神薬取締法	(指定薬物) 第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。) 第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。 一〇六十一 (略) 六十二 一―(エチルアミノ)エチル―二―(四―イソプロポキシベンジル)―五―ニトロベンズイミダゾール及びその塩類 六十三〇九十八 (略) 九十九 二―(四―エトキシベンジル)―五―ニトロ―一―「二―(ピペリジン―一―イル)エチル」ベンズイミダゾール及びその塩類 百〇百九十三 (略) 百九十四 五―ニトロ―二―(四―プロポキシベンジル)―一―「二―(ピロリジン―一―イル)エチル」ベンズイミダゾール及びその塩類 百九十五〇三百三十三 (略) 三百三十四 二―(四―メトキシベンジル)―五―ニトロ―一―「二―(ピロリジン―一―イル)エチル」ベンズイミダゾール及びその塩類 三百三十五〇三百五十三 (略) 三百五十四 六a・七・八・九・十・十a―ヘキサヒドロ―六・六・九―トリメチル―六H―ジベンゾ「b・d」ピランの一位に水酸基又はアセトキシ基が一つ結合し、かつ、三位に直鎖状アルキル基(炭素数が三から八までのものに限る。) が結合する物であつて、一位及び三位以外の位置に置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類

に規定する麻薬を除く。
三百五十一
(略)

三百五十五
(略)

附 則

1 この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令の一部を改正する政令（令和七年政令第三百十二号）の施行の日から施行する。

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。